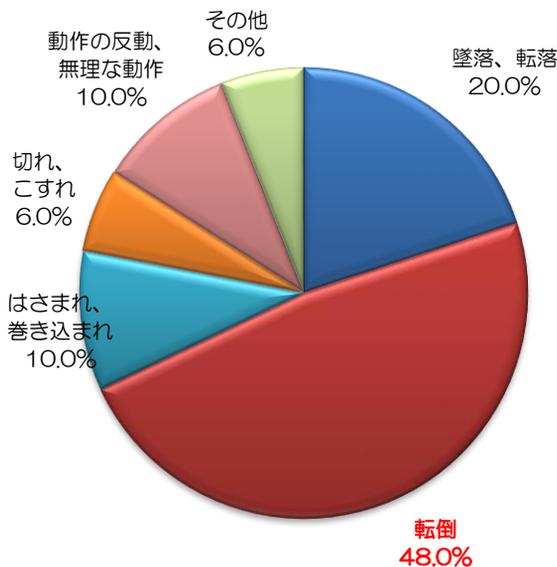




平成31年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成31年3月末			
		平成30年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		284(4)	50(0)	-13	-20.6%
製造業		78	15	-6	-28.6%
建設業		34(3)	9	+4	80.0%
土木工事業		14(1)	3	+1	50.0%
建築工事業		14	6	+5	500.0%
その他建設業		6(2)	0	-2	-100.0%
陸上貨物運送事業		35	6	-1	-14.3%
林業		7(1)	0	±0	0.0%
小売業		26	4	-3	-42.9%
社会福祉施設		36	5	-3	-37.5%

【災害の傾向（事故の型別）】



働き方改革関連法により 2019年4月1日から 「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

働き方改革関連法が今年4月1日に施行され、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導」が強化されております。

具体的には、

「産業医・産業保健機能の強化」として、

- ・産業医の独立性・中立性の強化
- ・産業医への権限・情報提供の充実強化
- ・産業医の活動と衛生委員会との関係強化
- ・健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い など

「長時間労働者に対する面接指導等」として、

- ・労働時間の状況把握
- ・労働者への労働時間に関する情報の通知
- ・医師の面接指導の対象となる労働者の要件 などが、強化されており、これに関連する労働安全衛生法、労働安全衛生規則が改正されました。

詳細については、厚生労働省がインターネット上に公開している右記のハンドブックを参考に、改正された内容に沿って、適切に対応いただきますようお願いいたします。

※ハンドブックについては監督署窓口でも配布しておりますのでご利用ください。

【厚生労働省発行のハンドブック】

事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ

働き方改革関連法により
2019年4月1日から
「産業医・産業保健機能」と
「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

Part1 産業医・産業保健機能の強化

Chapter1 産業医の活動環境の整備

Section1 産業医の独立性・中立性の強化

- Point1 産業医の独立性・中立性の強化 1
- Point2 産業医の知識・能力の維持向上 1
- Point3 産業医の聘任・解任時の衛生委員会等への報告 1

Section2 産業医への権限・情報提供の充実・強化

- Point1 産業医の権限の具体化 2
- Point2 産業医等に対する労働者の健康確保等に必要情報の提供 2
- Point3 産業医が警告しようとするときの事業主に対する意見の求め、産業医から警告を受けたときの勧告の内容等の記録・保存 3

Section3 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化

- Point1 産業医の報告を受けたときの衛生委員会等への報告 3
- Point2 産業医による衛生委員会等に対する調査請求の求め 4
- Point3 安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録・保存 4

Chapter2 健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い

- Point1 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等 4
- Point2 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い 5
- Point3 産業医等の業務の内容等の周知 5

Part2 長時間労働者に対する面接指導等

- Point1 労働時間の状況の把握 6
- Point2 労働者への労働時間に関する情報の通知 8
- Point3 医師による面接指導の対象となる労働者の要件 8
- Point4 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導 9
- Point5 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導 10
- Point6 改正労働法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項又は第66条の8の4第1項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者に対する必要な措置 11

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

働き方改革関連法解説（労働安全衛生法/産業医・産業保健機能の強化関係） (2019.3)

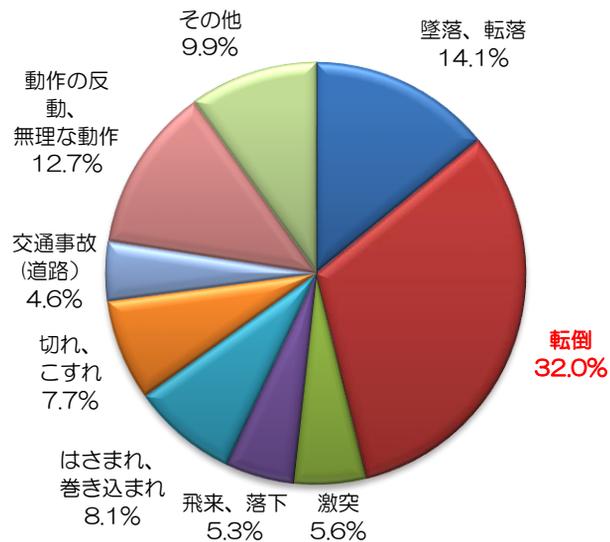
産業医・産業保健機能の強化

検索

平成30年の労働災害発生状況(全期:1月~12月)

業種	発生年	平成29年 全期	平成30年12月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		294	284(4)	-10	-3.4%
製造業		73	78	+5	6.8%
建設業		30	34(3)	+4	13.3%
土木工事業		11	14(1)	+3	27.3%
建築工事業		16	14	-2	-12.5%
その他建設業		3	6(2)	+3	100.0%
陸上貨物運送事業		49	35	-14	-28.6%
林業		8	7(1)	-1	-12.5%
小売業		28	26	-2	-7.1%
社会福祉施設		24	36	+12	50.0%

【災害の傾向(事故の型別)】



平成30年に発生した死亡災害の概要(古川署管内:4件)

発生月 発生時間	事故の型 起 因 物	業 種	災 害 の 概 要
2月 午前10時頃	墜落、転落 建築物、構築物	電気通信 工事業	送電線の鉄塔上(高さ約50m)で、被災者が金具設置工事の作業中、墜落した。
7月 午後4時頃	転倒 整地・運搬・ 積込み用機械	その他の 土木工事業	枝葉の仮置場において、トラックから降ろした庭木剪定の枝葉をトラクターショベルで押していたところ、トラクターショベルが左側に転倒し、当該トラクターショベルのヘッドガードの支柱と地面の間に運転者が挟まれた。
8月 午前11時頃	崩壊、倒壊 立木等	林業	杉林内の伐木・搬出現場においてチェーンソー作業を行っていた被災者が、立木の下敷きになった。
11月 午前9時頃	感電 送配電線等	電気通信 工事業	送電鉄塔の上部(高さ約25m付近)で写真撮影を行っていた際に感電した。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2019年5月~9月

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間: 2019年5月1日から9月30日まで(準備期間4月、重点取組期間7月)



二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に**関連する一定の項目(血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定)に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112